

# 「口腔健康管理地域支援リーダー」事業 実施要領

公益社団法人兵庫県歯科衛生士会

## 事業目的

地域包括ケアシステムの進展に伴い、在宅及び施設等の療養者の口腔健康管理を推進するため、県下において専門的な実践力・指導力を持つ歯科衛生士を「口腔健康管理地域支援リーダー」として登録し、多職種と連携し、県下各地域で在宅及び施設療養者等の口腔健康管理が安定して提供できる体制を整備する。

## 口腔健康管理地域支援リーダーの概要

名 称	兵庫県口腔健康管理地域支援リーダー
1 要 件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 県内に居住、又は勤務していること</li><li>2 日本国の歯科衛生士免許を有しており、口腔健康管理の実務経験が通算5年以上ある者</li><li>3 在宅・施設等における口腔健康管理の経験があり、口腔の健康管理の推進に関する協力ができること</li><li>4 次のいずれかに該当すること<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 日本歯科衛生士会「在宅療養指導・口腔機能管理」もしくは「摂食嚥下リハビリテーション」の認定を有する者</li><li>(2) 卒後研修必修プログラムの全課程修了者</li><li>(3) 日常的(週1回以上)に在宅・施設等の口腔健康管理に携わっており兵庫県歯科衛生士会会長及び支部長から推薦された者</li></ol></li></ol>
2 登 録	上記の者を対象に兵庫県歯科衛生士会の規定の研修を受講し、その受講修了者に対し、兵庫県歯科衛生士会で登録証を発行する
3 主な活動	<ol style="list-style-type: none"><li>1 研修会、講演会等に積極的に参加し、リーダーとしての資質向上に努める</li><li>2 口腔健康管理を学びたい歯科衛生士の人材育成を行う</li><li>3 在宅・施設等の口腔健康管理の推進および多職種への啓発を行う</li></ol>
4 活動報告及び登録の継続	<ol style="list-style-type: none"><li>1 登録者は、活動内容について規定様式で報告するものとする(年1回)</li><li>2 登録の期限は設けないものとする</li><li>3 前項にかかわらず、活動報告が未提出の場合や、長期間活動実績が確認できない場合は、本会より登録継続の意思確認を行うとともに、活動実態に鑑みて登録の見直しを検討する場合がある</li></ol>